

# 川崎臨海部産業競争力 強化促進補助金のご案内

## 概要

川崎臨海部に立地する企業が、生産機能の強化や製品の高度化、事業所のカーボンニュートラル化への転換を図ることを目的として、設備投資を行う場合に補助金を交付します。

## 制度内容

次のいずれかに該当する場合が対象となります。

### 製造業による設備投資等の場合

#### 要件等

- ・ 投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が20億円以上
- ・ 生産機能の強化や製品の高度化等を目的とした設備投資等
- ・ 温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備投資等

#### 補助金額

- ・ 補助対象経費の3%に相当する額以内(研究所の設備投資等は5%)
- ・ 補助上限額は5億円(5年の分割交付)

既存事業所への再投資支援を目的としていることから、幅広い内容の投資に活用可能です。

- ✓ 工場や研究所の新設など、事業所の高度化に対する投資
- ✓ プラントの能力アップなど、償却資産への投資
- ✓ 新製品の生産機能を強化するため設備を増強するなど、既存施設を活用した設備投資 など

### 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等の場合

#### 要件等

- ・ 投下固定資産額(土地、家屋、償却資産)が3億円以上
- ・ 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想の推進に資する設備投資等

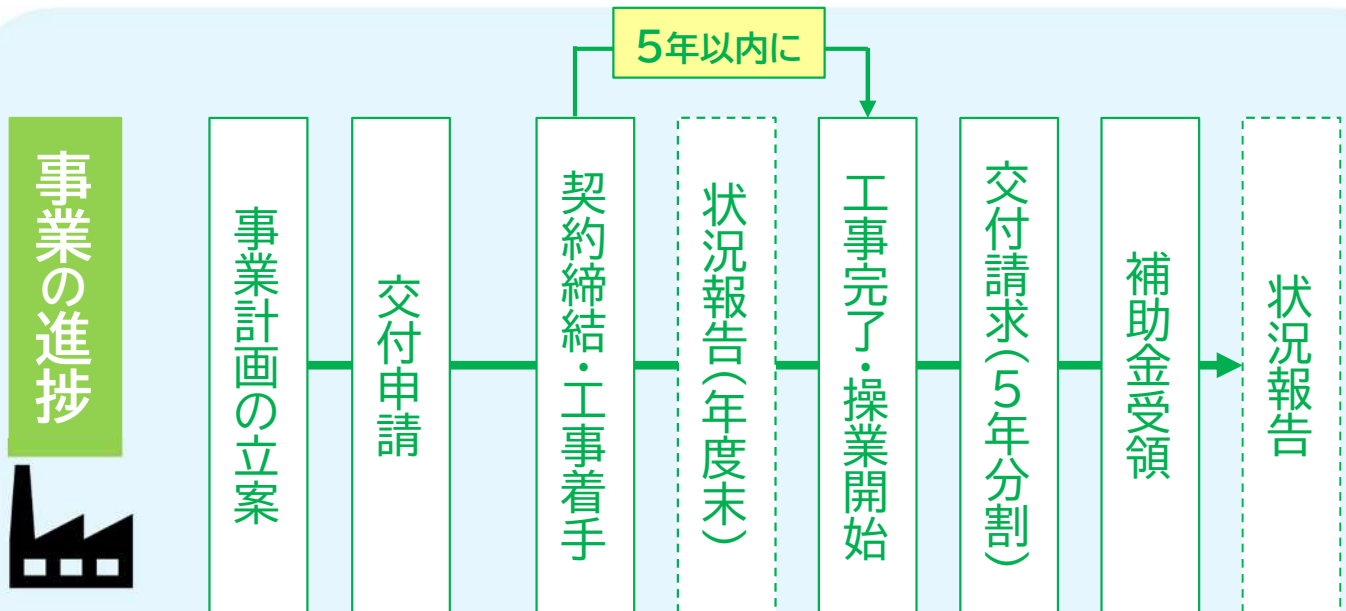
#### 補助金額

- ・ 補助対象経費の5%に相当する額以内
- ・ 補助上限額は5億円(5年の分割交付)

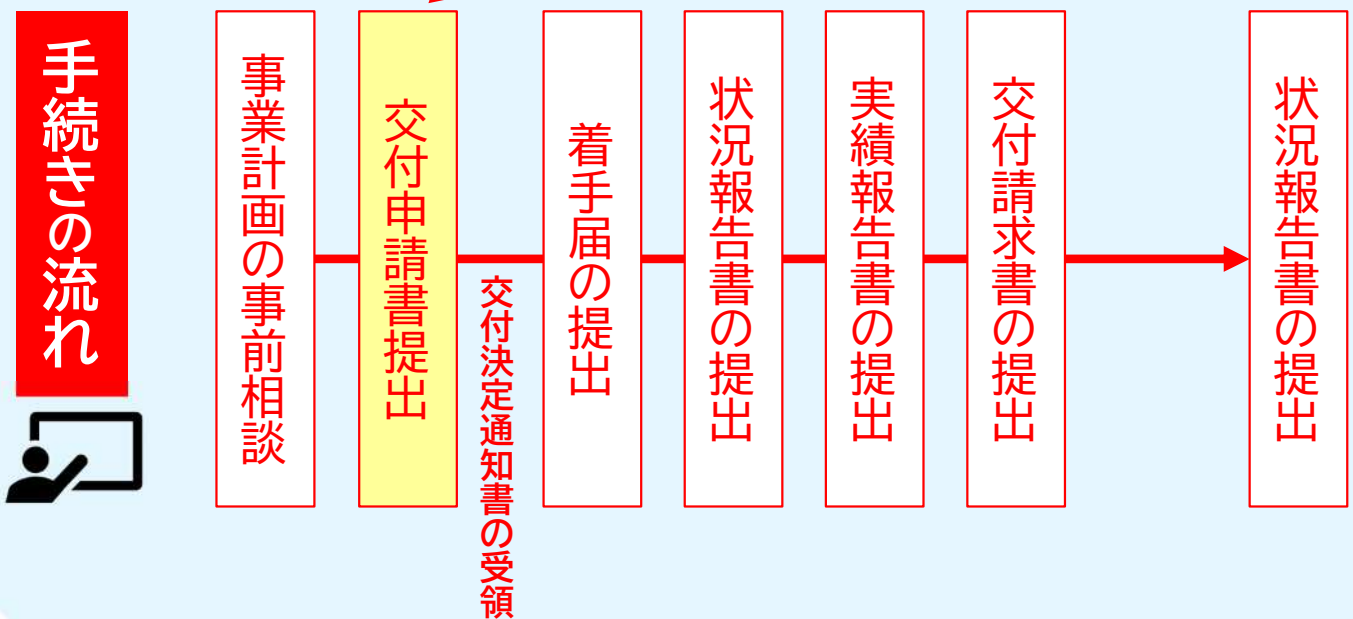
### 「川崎カーボンニュートラルコンビナート構想」の推進に資する設備投資等

- ① 水素、アンモニアを燃料とすることができる発電設備の新設、増設又は更新
- ② バイオマスを燃料とする発電設備の新設、増設又は更新
- ③ 水素を燃料とすることができるボイラー及び燃焼機器の新設、増設又は更新
- ④ 水素製造設備及びSAF・合成燃料製造設備、燃料電池設備の新設、増設又は更新
- ⑤ 水素貯蔵所、水素ステーション等、水素及び水素化合物に係る供給設備の新設、増設又は更新
- ⑥ 廃プラスチックの高度選別に係る施設・設備、ケミカルリサイクル(油化・ガス化)設備の新設、増設及び更新
- ⑦ 二酸化炭素の回収・貯留・再利用化に係る設備の新設、増設又は更新
- ⑧ 水素及び二酸化炭素等の配管並びにその附属設備の新設、増設又は更新

## 手続きの流れ



契約締結・工事着手の  
30日前までに



## 対象期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(期間内に交付申請書が提出されたものが対象)

## 相談窓口

補助金の活用をご検討の際は、まずはお気軽にご相談ください

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

川崎市川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-2075

mail:59jigyo@city.kawasaki.jp